

## **「事案 24-158」 契約更新取消請求**

・平成 25 年 6 月 26 日 裁定終了

### **<事案の概要>**

代理店（募集人）から「被保険者 71 歳以上の保険契約はできない」と説明を受けたこと、更新に関する資料を見ていないことを理由に、自動更新を無効とし、保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 11 年 7 月に契約した医療保険が、平成 21 年 7 月に自動更新（第 2 回目）されているが、下記の理由により、平成 21 年 7 月の契約の自動更新を無効とし、更新以後の保険料を返してほしい。

- (1)平成 21 年 6 月に、代理店（募集人）から「被保険者 71 歳以上の保険契約はできない」との説明があった。
- (2)契約更新に関する資料を見ていない。
- (3)代理店および保険会社に対し、契約更新に係わる証拠書類の提示を要請したが、証拠書類は存在しておらず未提示である。

### **<保険会社の主張>**

下記の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)本契約は、保険期間 5 年の自動更新扱契約であり、約款には「契約の更新をしない場合には、保険期間の満了する日の 2 ヶ月前までに、本社または指定された場所に申し出てください」と規定しているが、申立人は更新しない旨を申出ていない。
- (2)当社は、更新 5 ヶ月前の事前のご案内において、平成 21 年 7 月の更新に関し、所定の時期までに申し出がない限り自動更新となることを通知している。
- (3)本契約は、当初契約日時点では、最終到達年齢を 70 歳と規定していたが、平成 14 年 7 月以降に更新を迎える契約から 80 歳に延長されたため、平成 14 年 2 月の定例募集時の募集資料で到達年齢が 70 歳から 80 歳に延長された旨を通知している。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面および申立人の事情聴取の内容にもとづき審理した結果、下記のとおり、申立内容は認められないことから、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第 37 条にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

- (1)平成 16 年 7 月の第 1 回目の更新当時には既に最終到達年齢は 80 歳まで延長されており、第 2 回目の更新直前である平成 21 年 6 月に、代理店が「被保険者が 71 歳以上の契約はできない」という連絡をすることは常識的には考えられない。
- (2)申立人は、平成 21 年 5 月頃（当時の申立人の年齢は 71 歳）に、本契約にもとづき手術給付金を請求して、同年 6 月に手術給付金の支払いを受けている。もし、その当時、申立人が、被保険者の最終到達年齢が 80 歳に延長されたことを知らず、いまだに 70 歳であると信じていたとすると、この手術給付金の請求は矛盾する行動と言わざるを得ない。
- (3)被保険者の最終到達年齢が 80 歳まで延長されたことは、平成 14 年 1 月に作成されたパンフレットに明記されており、申立人は平成 14 年 6 月に退職していることから、申立人にも

配付されたものと推認できる。

- (4) 第2回目の更新前には「保険契約更新のご案内」が送付され、事後に「保険契約更新通知書」が送付されていることが推認できる。前者の通知には、更新日の2か月前までに不更新の申し出がない場合は自動的に更新扱いとなること、到達年齢延長により、最長80歳の契約満了日まで継続できることが記載されており、後者の通知には、更新前契約の保険証券と保険契約更新通知書をもって更新契約の保険証券に代えることが記載されている。